

【事案Ⅱ－１４】自然災害共済金請求

・ 平成 25 年 2 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

建物が大雪による損害を受けたとして請求したが、雪害が原因ではないとして自然災害共済金が支払われないことへの不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、自然災害共済金 2,257,500 円を支払え、との判断を求める。

- (1) 申立人は平成 24 年 3 月、申立人所有物件の水漏れを確認し、被申立人に連絡した。被申立人の鑑定人が現場確認をした結果、屋根の集合煙突のコーキングが劣化し割れていることが確認された。
- (2) 鑑定人より「屋根自体は外見からは損害は見受けられないが、雪災の可能性は否定できない」との説明を受けたが、その後、被申立人より、雪災ではなく集合煙突根元のコーキング劣化による水漏れのため支払対象外との通知文がきた。
- (3) 今回の災害が雪災でないことの証明を被申立人に求めたが、明確な回答は無かったので、さらに、鑑定結果に基づいて実際に集合煙突にホースで水をかけてどこが原因かを調べるよう被申立人に提案したが拒否された。
- (4) 鑑定人が現場確認した際、雪災の可能性は否定できないと言っていたことを被申立人に追及すると、「そんなことは言っていない」と否定した。目視で分からない損害は出さないと約款に書いてあるのかと問うたが、返答は無いままだった。
- (5) 申立人は今回の被害は大雪によるものと考えており、被申立人は申立人に対して自然災害共済金を支払うよう求める。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 外部鑑定会社による現場調査の結果、屋根金属板と煙突廻り金属板の取合い部にコーキング劣化部分があり亀裂が生じていたが、屋根には積雪過重による変形等の損害は確認できなかったため、共済約款に記載されている「雪災」には該当せず、共済金支払非該当と判断した。
- (2) 原因調査費用は約款上、規定がないため、本件漏水にかかる調査費用を負担することはできない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、下記理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人によれば、本件建物は昭和 58 年 3 月に建築された建物であり、平成 24 年 3 月に本件水漏れが確認された時点で築後 29 年間を経過している。また、一番最近のコーキング工事は平成 17 年とみられ、申立人がコーキング工事をしてから少なくとも 6 年 9 か月を経過しており、その後本件水漏れまでの間に 7 回の冬を経過していることが認められる。
- (2) 次に積雪荷重による屋根の破損・変形等があったか否かについては、被申立人が依頼した外部鑑定会社の調査によっては、破損や変形は確認できなかったとされている。他方、申立人が変形ありとしてその証拠としている証拠資料によっても、具体的変形の内容が指摘されておらず、また双方から提出された写真を見ても変形の実を示すものは確認できない。
- (3) 逆に、申立人が求めている損害の根拠としている見積書を見る限り、トタン撤去工事及びルーフ 23K 貼の面積と建物の延べ床面積を比較すると、この見積書の内容は、事実上屋根の全面貼替工事であり、このことは逆に 2 棟の屋根全体の老朽化を窺わせるものとみることもできるものである。
- (4) 本件水漏れの原因は、上記のように、屋根の破損・変形等の状態が確認されていない状況、コーキングの亀裂等の劣化状態が見受けられること、更には、水漏れ個所が煙突周囲からの水漏れと考えられる場所であること、などから、屋根上の積雪が、屋内及び煙突からの熱により融雪水としてプールされ、それが、いわゆる、すが漏れ（屋根材等に溜まった積雪や氷が起因となって生じる雨漏り）と同じ原理によって、煙突周囲のコーキングの劣化により毛細管現象によって水漏れが起こったと推測することが可能である。
- (5) 本件で、厳密な事実認定をするにはさらなる鑑定調査が必要であるが、しかしながら、屋根の破損・変形等の事実が認定できず、上記のように、すが漏れの現象による水漏れとの理解が可能であることから、本件における全証拠を検討しても、現在の証拠からは、本件を雪災による水漏れ損害が生じたという認定をすることはできない。